

令和5年3月三種町議会定例会会議録

令和5年3月17日三種町議会を三種町議会議場に招集した。

一、出席した議員は、次のとおりである。

1番	畠山勝巳	2番	三浦敦
3番	高橋満	4番	平賀真
5番	成田光一	6番	遠藤勝昭
7番	児玉儀広	8番	森山大輔
9番	伊藤千作	10番	清水欣也
11番	荒谷要伸	12番	三村真
13番	小澤高道	14番	堺谷直樹
15番	加藤彦次郎		

一、欠席した議員は、次のとおりである。

なし

一、遅参した議員は、次のとおりである。

なし

一、早退した議員は、次のとおりである。

なし

一、地方自治法第121条の規定により、説明員として出席を求めた者並びに委任を受け出席した者は、次のとおりである。

町	長	田川政幸	副町長	檜森定勝
総務課長	石井靖紀	企画政策課長	工藤一嗣	
税務課長	嶋田修一	町民生活課長	荒川浩幸	
福祉課長	清水真也	健康推進課長	小松仁	
農林課長	工藤伸也	商工観光交流課長	清水秀文	
建設課長	進藤敦	上下水道課長	近藤光明	
琴丘支所長	渡邊裕子	山本支所長	皆川和華子	
会計課長	平澤仁美	教育長	藤田良博	
教育次長	牧野誠一	農業委員会事務局長	見上貢	

一、本会議の書記及び職務のため出席した職員は、次のとおりである。

議会事務局長	後藤芳英	議会事務局主査	池内和人
議会事務局主任	齊藤亜美		

一、本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

第 2 議案第 2 号 令和 4 年度三種町一般会計予算の補正について

第 3 議案第 3 号 令和 4 年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について

第 4 議案第 4 号 令和 4 年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算の補正について

第 5 議案第 5 号 令和 4 年度三種町介護サービス事業勘定特別会計予算の補正について

第 6 議案第 6 号 令和 4 年度三種町温泉事業特別会計予算の補正について

第 7 議案第 7 号 令和 4 年度三種町水道事業会計予算の補正について

第 8 議案第 8 号 令和 4 年度三種町下水道事業会計予算の補正について

第 9 議案第 9 号 三種町個人情報保護法施行条例の制定について

第 10 議案第 10 号 三種町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について

第 11 議案第 11 号 三種町手数料徴収条例の一部改正について

第 12 議案第 12 号 三種町国民健康保険条例の一部改正について

第 13 議案第 13 号 三種町火葬場条例の一部改正について

第 14 議案第 14 号 三種町道路占用料徴収条例の一部改正について

第 15 議案第 15 号 三種町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

第 16 議案第 16 号 三種町国民健康保険高齢者保健福祉支援センターの設置及び管理運営に関する条例の一部改正について

第 17 議案第 17 号 三種町生活改善センター設置条例の一部改正について

第 18 議案第 18 号 三種町空き家等の適正管理に関する条例の一部改正について

第 19 議案第 19 号 三種町子ども・子育て会議条例の一部改正について

第 20 議案第 20 号 三種町保育の必要性の認定基準に関する条例の一部改正について

第 21 議案第 21 号 三種町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

第 22 議案第 22 号 三種町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

第 23 議案第 23 号 三種町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

第 24 議案第 24 号 令和 5 年度三種町温泉事業特別会計への繰入について

第 25 議案第 25 号 令和 5 年度三種町一般会計予算について

第 26 議案第 26 号 令和 5 年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算について

第 27 議案第 27 号 令和 5 年度三種町後期高齢者医療特別会計予算について

第 28 議案第 28 号 令和 5 年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算について

- 第 2 9 議案第 2 9 号 令和 5 年度三種町介護サービス事業勘定特別会計予算について
- 第 3 0 議案第 3 0 号 令和 5 年度三種町温泉事業特別会計予算について
- 第 3 1 議案第 3 1 号 令和 5 年度三種町水道事業会計予算について
- 第 3 2 議案第 3 2 号 令和 5 年度三種町下水道事業会計予算について
- 第 3 3 陳情第 1 号 「最低賃金の改善を求める意見書」の採択を求める陳情書
- 第 3 4 陳情第 2 号 最低賃金の改善にあたり、「中小企業・零細企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
- 第 3 5 陳情第 3 号 消費者被害を防止、救済するため特定商取引法の抜本的改正を求める陳情書
- 第 3 6 発委第 1 号 最低賃金の改善にあたり中小企業・零細企業支援の拡充を求める意見書について
- 第 3 7 発委第 2 号 「特定商取引法平成 2 8 年改正における 5 年後見直しに基づく同法の抜本的改正」を求める意見書について
- 第 3 8 発委第 3 号 三種町議会の個人情報保護に関する条例の制定について
- 第 3 9 議員派遣の件
- 第 4 0 閉会中の継続調査の件

議長 加藤彦次郎は、令和 5 年 3 月 1 7 日、出席議員が定足数に達したので、本会議を開会する旨宣告した。（午前 1 0 時 0 0 分 開会）

**議 長** （ 加藤彦次郎 ）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は 1 5 人であり、定足数に達しています。

本日の会議を開きます。

日程第 1．一般質問を行います。

順次発言を許します。

初めに、1 1 番、荒谷要伸議員の発言を許します。1 1 番、荒谷議員。

**1 1 番** （ 荒谷要伸 ）

皆さん、おはようございます。

それでは、私から、農業生産基盤についてという題目で質問させていただきます。

最近の天候不順により、想定外の災害が各地で報告されている。昨年は本町で三種川が氾濫し、農地や建物に甚大な被害がありました。中山間地帯の水田の耕作は、従来地域住民により保持され、国土保全機能の役割を果たしてきましたが、しかし、耕作放棄地の増加で農地の降水貯蓄が低下し、洪水調整機能や土砂崩壊防止機能などが失われたことで、これまで以上に災害の発生が懸念されている。三種町は中山間地帯も多く、早急な対策が必要であると私は考えております。

それで、現在、三種町では水田面積が 5, 0 5 0 ヘクタールで水稲作付面

積が3,621ヘクタールと認識しておりますが、残りは、主として大豆などが作付され、転作をされているのが現状でございます。最近では、連作障害や水害により不作と聞いておりますが、また、担い手不足や資材、燃料の高騰などで、厳しい経営状態であるとも伺っております。

ところで、次の質問をいたしますけれども、農林水産省が打ち出した水田活用の直接支払交付金の厳格化により、今後4年間、一度も水稲作付しないと10アール当たり3万5,000円が2027年度からは交付されないことになりました。三種町では大豆をはじめとした転作作物に積極的に取り組んでいるが、交付金がなければ作り続けるのが難しいことや、一度水を張った農地を畑に戻す作業を繰り返すことは現実的ではないことから、預かった農地を返却せざる得なくなると予想されます。これにより、耕作放棄地が急激に増加する可能性があり、今後も国の政策は期待できない状況だが、早急に検討し実行する必要がある。これらの問題をどう問うのか。

次に、三種町みらい創造プランでは、住み続けたいまちの創造を掲げているが、農家の高齢化が進み、担い手不足が深刻な問題となっているのが現状でございます。地域差はあるが、現在は団塊の世代が中心となって耕作をしている状態です。今後は加速度的に後継者不足になる日が目の前まで来ている。耕作放棄地が年々増加し、やがて荒廃農地となり、生まれ育った土地が農業生産のみならず地域コミュニティーの維持が困難になります。世帯数の減少から限界集落へ、そして生活すらままならない状態になると考えられます。このことについてどう思いますか。

当町でもこれからの問題を共有し、一刻も早く対策を講じなければ手遅れになります。そこで、私はあらゆる角度から検討し、水田圃場整備事業が最も適していると考えております。本町の考えと方向性を伺います。

壇上での質問は以上でございます。

議長（加藤彦次郎）

11番の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町長（田川政幸）

おはようございます。

それでは、11番、荒谷要伸議員のご質問にお答えいたします。

水田活用直接支払交付金の見直しに伴う様々な影響に関しましては、高橋議員のご質問でもお答えしたとおり、制度改正発表を受けて開催した生産者との意見交換会で出された意見を集約し、町のこれまでの取組内容を加味した上で、県の再生協議会担当者会議等を通じて、本町の要望等を伝えたところであります。望ましい回答を得られていないのが現状であります。この状況に対し、現時点で可能と考えられる対応につきましては、畑地化促進事業が得策となる場合には、所有者との話し合いを進めてまいりますし、増大が懸念される遊休農地につきましては、農業委員会、農地中間管理機構をはじめ関係機関連携の上、対応策を講じていく必要があると考えております。

次に、農業人口の確保につきましては、現時点において担い手の減少に対する有効な手立てを見いだせてはおりませんが、人・農地プランの法定化計画を策定し、地域での話し合いを通じて面的集約をすることで作業の効率化を進め、高性能機械等の導入により労力の負担軽減を図ることによって、経営規模の拡大につなげてまいりたいと考えております。

また、現在、認定農業者の皆様に対し、農業経営に関するアンケート調査を実施しており、提出された様々な貴重なご意見を、今後の後継者不足を含めた担い手農家支援等に活用してまいりたいと考えております。

次に、水田の基盤整備につきましては、農家の営農計画に基づき、様々な施策を進めるに当たり、作業の効率化などを求める圃場整備への機運が高まれば、事業実施に向け、関係機関との協力を下に、事業推進を図ってまいり所存でございます。

以上でございます。

議長（加藤彦次郎）

当局の答弁が終わりました。

11番の再質問を許します。11番。

11番（荒谷要伸）

今ご返答いただきましたけれども、私の場合、今回のこの問題についてですけれども、畑作の場合は、特に大豆、これは交付金なしでは経営が成り立たない。そしてまた、ブロックローテーションを構築してもどうしても6年以上はかかりそうだということが言われております。災害復旧や基盤整備などの事業が行われた農地は一定の条件を満たせば、実は5年間水張りをしなくても交付対象となる規定が設けられているそうですけれども、これに対して今回の三種町の三種川の氾濫、今整備すると思っておりますけれども、これは該当になるんですか。伺います。

議長（加藤彦次郎）

農林課長。

農林課長（工藤伸也）

お答えをいたします。

5年間の水張りをしなくても交付対象になるという要件は、たしか災害が起きる前の部分、要するに災害が起きてからの部分には該当しないという認識でおります。もし間違っていれば訂正させていただきますが、私の今の認識はそういうふうと考えております。

議長（加藤彦次郎）

11番。

11番（荒谷要伸）

それで、ここら辺物すごく重要でして、今地権者、農家の人方、すごく悩んでいると思います。これは実は、できれば繰越しということで、どのくらい繰越しになるか分かりますけれども、ワンローテーション4年、それでまた1年延びると。次の時期の4年また延びるかもしれないし、この辺すごく

営農的に、計画に大切な要素を含めておりますので、早急に調べて返答よろしくお願ひいたします。

産地交付金として、新しい産地交付金が2つ新設されました。実は、この要件の中で、この中の2つというのは、土づくりを主体とした有機栽培、高収益作物の転換を計画するか。もう一つが、新市場開拓用米、開拓用米とは加工用米、それから米粉用米の作付であります。私はあまりこれは現実ではないですけれども、これもやらなければ実は大変ではないのかなと思いますけれども、これはどのように計画と考えておりますでしょうか。

議 長 ( 加藤彦次郎 )

農林課長。

農林課長 ( 工藤伸也 )

申し訳ありません。その件に関してちょっと今知識がないので、後で答弁させていただければと思います。

議 長 ( 加藤彦次郎 )

11番。

11番 ( 荒谷要伸 )

実は、米粉用米とか加工用米、これも実は補助金が少し減額されているんですね、見てみれば。すると、やはり営農計画に支障を来すということで、これもまた早く国のほうから示してもらいたい。早く農家の人に伝えるという、これも物すごく大切だと思いますけれども、そのほかにもっと私が思うのは、この地域の中で、どのような営農計画が、基本的にここ単発の話ですよ、これって。将来的にどのような計画を持って町主導で農家を救済していくか、指導していくか、ここら辺が物すごく要になると思います。やっぱりこれが後継者、担い手の人が安心して作れる、栽培できる、農家を維持できる、規模拡大できる。いろんな要素を含めていると思いますので、そこら辺の捉え方として、町長を含めまして、この今の現実、目の当たりの問題ばかりでなくて、どのようにお考えなのか、よろしくお願ひいたします。

議 長 ( 加藤彦次郎 )

農林課長。

農林課長 ( 工藤伸也 )

お答えをいたします。

この件に関しましては、きのう高橋議員のほうにもお答えしたとおり、再生協の幹事会等を通じて町としてどういう手立てをすればいいのかを検討してまいりたいというお答えをしたところだと思います。それが該当するのだと思って今答弁をしておりますが、不足であればまた、いずれ町として何かをするという検討を重ねなければならないという認識です。

議 長 ( 加藤彦次郎 )

11番。

11番 ( 荒谷要伸 )

分かりました。

次の質問ですけれども、2番目、三種町みらい創造プランの「住み続けた  
いまちの創造」で、ここ私すごく大事だと思います。三種町まち・ひと・し  
ごと創生総合戦略、そしてまた国土強靱化地域計画、これは国から策定を求  
められる事業だと思います。これは令和3年3月に策定されておりますけれ  
ども、2年前。この30ページ、みらい創造プランの中の30ページの中  
で、すごく私は今回の質問の中で集約された問題が全部入っていると思いま  
す。これの達成率というか、2年間でどのくらい進歩率、大まかでいいです  
よ、細かいのは要らない。大体肌でどのくらい、この町はどのくらい前に進  
んだのかなというのをぜひお聞かせいただきたい。お願いいたします。

議長（加藤彦次郎）

答弁整理のため、暫時休憩します。

午前10時14分 休憩

-----  
午前10時17分 再開

議長（加藤彦次郎）

休憩前に引き続き会議を再開します。  
当局の答弁を求めます。企画政策課長。

企画政策課長（工藤一嗣）

みらい創造プランのKPIの評価指数の進捗状況についてお答えいたしま  
す。

全員協議会の場で令和3年度の評価結果を報告してございますが、その中  
で、今議員ご指摘の農林水産業の振興に関するKPIは、5年後の農業法人  
数、5年後の担い手確保、育成者数の累計をKPIの目標値としておりま  
す。ですから、5年後という表記がついていたために、現在評価はしてござ  
いませぬ。

ただし、審査会の中で、各年度の目標値をしっかりと定めて各年度の目標値  
を評価するべきというご意見がございますので、令和4年度の評価について  
は、各年度目標をしっかりと定めてKPIの評価をしてまいる予定としてご  
ざいますので、ご理解をお願いいたします。

議長（加藤彦次郎）

11番。

11番（荒谷要伸）

大まかでよかったんですよ、肌で感じた。実はね。数値とか、そういうの  
は実は要らなかったということなんだけれども、衰退しているよりは、多  
分、スマート農業とか、それは各自補助金なくとも皆さんやっております。  
そしてまた雇用に関しても、規模的に皆さん大きくなってきておりますの  
で、行政の力をかりながら、少しずつそれが前に進んでいるものだと私は感  
じておりますけれども、これを一層もっと強くするためには、やはり今回ア

ンケートを取ってくれました。スマート農業に関してということで、すごく私はうれしかったですけれども、結果は、私もすごく楽しみにしております。それに向けて前に進んでいくのだらうなというふうに思っておりますので、ぜひ頑張ってください。

そこで、私の中でも素朴な疑問が実はあるんですよ。農家戸数なんですけれども、平成2年度で、たしか、私見ることができなくて、その当時、農家戸数が3,331戸。平成22年では1,661戸と、20年で約半分まで減少しております。これは、家族構成とか、それから歳を取ってしまったとか、そして一番大切なのは、1軒でやれる耕作面積が農業機械の進歩によって物すごく大きくなりました。これがそもそもの原因だと思いますけれども、この中で、それでもまだ耕作放棄がふえている。やっぱりこれは中山間地の中でも山沿いの沢といいますか、そういうところがやはり置いていかれる。たしか私、国の政策で、基盤整備事業が始まったのがたしか昭和38年頃、農機具の推奨によって、耕運機、それから小さい田植え機、これが一時的に日本に出回った頃です。この頃、やはり機械に対応した土地がなければならぬということで、国が第1回目の区画整理事業を始めた。その当時は2反歩、3反歩、これが常識でした。それが少数農家ということで始まったんですけれども、現在それから約60年たちますね。60年。60年もたつとやっぱり時代も大きく変わって、やはり時代の流れにのっとった事業ではないということで、小さい田んぼは置いていかれているというのが現状だと思います。

そのことに対して、私は今どのくらいの耕作放棄地があるのか。それから荒廃農地。荒廃農地というのは、やはり木がおがったりとか用水路で水が来ないとか、そういう場所ですね。これがどのくらいあるのか。データありましたらちょっと聞かせてください。

議長（加藤彦次郎）

農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（見上貢）

お答えいたします。

議長 農業委員会のほうでは遊休農地ということで把握しておりまして、最新の遊休農地の面積が22.7ヘクタールとなっております。

以上です。

議長（加藤彦次郎）

11番。

11番（荒谷要伸）

荒廃農地はやはり遊休農地の中に含まれているんですか。

議長（加藤彦次郎）

農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（見上貢）

お答えいたします。

長 荒廃農地のほうは遊休農地には含まれておりません。

議 長 ( 加藤彦次郎 )

11番。

11番 ( 荒谷要伸 )

そうすると、これはデータがないということで認識してよろしいでしょうか。

議 長 ( 加藤彦次郎 )

農業委員会事務局長。

農業委員 ( 見上 貢 )

会事務局 お答えいたします。

長 そのようにお願いいたします。

議 長 ( 加藤彦次郎 )

もう1回データがないと答えてください。

農業委員 ( 見上 貢 )

会事務局 現在把握しているデータはございません。

長

議 長 ( 加藤彦次郎 )

11番。

11番 ( 荒谷要伸 )

分かりました。

荒廃農地ってすごく私の中でも遊休農地以上にもう諦めてしまった土地というふうにみなされているという状態が、今把握していないという、あらわれているのかなあと思いますけれども、これやっぱり自分の生まれた地域、ふるさと、これを考えたときに、すごく、その土地を持っていた人、その地域の人、そこで遊んだ思い出がある人とか、そこで活動した人に対してはすごく無念というか、寂しい思いをすと思います。そういうところのデータがないということは、何かすごく残念な思いがするんですけれども、ぜひそこら辺もちゃんと把握して、実情はこうなんだよというところを認識するためのデータ、これは必要ではないかと思えますけれども、どう思いますか。

議 長 ( 加藤彦次郎 )

農業委員会事務局長。

農業委員 ( 見上 貢 )

会事務局 現在は遊休農地ということで把握し、確認に当たっているようですが、荒廃農地、過去のことに关しましても調べるようにしておきます。

以上です。

議 長 ( 加藤彦次郎 )

11番。

11番 ( 荒谷要伸 )

分かりました。お願いいたします。

それで、今、時代が流れてきて、先ほど言ったように、機械の進歩、それから移動手段の効率化、それによって地域を越えた耕作が今なされております。この中で、専業農家が増えてきているような気がしますが、専業農家の中でも、自分の土地、代々の土地を守ってやっている人、それから広範囲に人の土地を借りて、地域の担い手となって頑張っている人、地域の枠を越えて。この人方のデータといいますか、なかなかこれ難しい質問だと思いますけれども、実は、ここの広範囲に耕作している人、この人方がこれから農家、三種町の農地を守っていく人だと私は思っていますけれども、こちら辺の重要性という観点から、私はその人方のために何かをしてあげなければいけないだろうと、行政として。この中で考えていきますと、やはり、人と人との結びつきですよね、ここは。やっぱり地域の人方、同じ専業農家で頑張っている人方の結びつき、これをどのようにあっせんして、そしてやる気を起こして、それで行政とのパイプをどうやってもっていくか。こういうふうな、前進な、建設的が考え方、これをもって今行政のほうが進んでいるんだろうとは思いますが、そこら辺の考え方はどんなものですか。

議長（加藤彦次郎）

農林課長。

農林課長（工藤伸也）

お答えをいたします。

的確な回答になるかどうかちょっと分かりませんが、町長答弁にあった人・農地プランの法定化が、私的には今の議員のご質問に答えている部分かなと感じています。要するに、人・農地プランというのは、集落を越えた部分もありますが、いろんな方々との話合いの下に農地の集約をして、この地域をどう守っていくかというふうな話合いをする場所ですので、その中で、専業農家の方に地域の方がお願いするというところで、地域の連携等が深まっていくというふうに考えての政策と認識しております。

議長（加藤彦次郎）

11番。

11番（荒谷要伸）

ありがとうございます。そのように頑張ってください。

私、もう一つちょっとした素朴な疑問があるんですけど、限界集落と言われるところが私の中にはちょこちょこっと見えるんですよ。戸数が減って何軒もない地区。これもやっぱり農地に関わってきて、地域の中で、親戚付き合いというか、そこの地域の人方と協働しながらあそこを守ってきたんですけど、限界集落の定義といいますか、これはどう、町としてはあるんでしょうか。そしてまた限界集落の軒数というか、把握しているんでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

11番議員、限界集落にある農地の件に関してはいいんですけど、限界集落の定義とか、何戸あるとかっていうのは通告外でありますので、この



を、農地中央管理機構も役割は物すごく大きいんですけれども、今までのコンパクトなコミュニティー、実はここからもう一つと、もう二つと大きなコミュニティーに創造してつくり上げていく必要があるのではないかなと思いますけれども、これは必要だと思います。

その中で、水田整備がやっぱり補助整備事業、これはやっぱり条件として必ず出てくると思います。これはぜひ答弁していただきたいと思いますけれども。

議長（加藤彦次郎）

農林課長。

農林課長（工藤伸也）

お答えをいたします。

水田の整備率は、新聞報道等で、能代山本管内が低いということは報道されているとおりと認識しております。議員がおっしゃったとおり、昭和30年代から始めて2反歩、3反歩の整備はそれなりに進めてはきました。ただ、情勢が大型化につながっていますので、いろいろ整備率を高めなければならぬということとは重々承知をしておりますが、町長答弁にもありますとおり、農家の方々がやりたいという話がまとまらないことには我々も後押しをすることができないというのがまず第一義であります。

その他、いろいろ、土地改良区がなければならぬとか、いろんな要件があって進まない部分があると思いますので、これから整備の方法も変わってきておりますので、いろんな条件をクリアできるように頑張っていきたいと考えております。

議長（加藤彦次郎）

11番。

11番（荒谷要伸）

今の答弁はこれは現状ですよね。今はこのように動いて、やりたいけれどもなかなかできない、地域の声が上がらないと動くことができない、これが現状認識しております。そこでどうするかですよね、これ。これをどうやって解決して前に持っていくか。ここが物すごく大切だと思いますけれども、これはやっぱり待っているのではなくてこっちから攻めていく。三種町はやらなければならないんだよと。これをどうやって機運を高めるか。これが我々行政の仕事だと思いますけれども、これに対してじゃあどうしたらいいんだろうということで私なりに実は考えています。やっぱりこれ、自発的な取組ですよね。人間として、職員として、自発的にやらなければいけない。

実は、青森県で、一職員が、自分の生まれた土地が荒廃してくの見かねて、1人で頑張っていて、それに賛同した職員がそれを立ち上げて、生まれた故郷、ふるさとの土地を区画整理したという実例があります。やればできるんですよね。やっぱり事業やるときはやっぱり誰かが率先してやらなければいけない。これは待っていても、それから毎日の業務をやっている前には進まない。やはり1歩進むためにはやらなければいけない、やるときはやらな

ければいけない、ここがなければ絶対前に進まないんですよ、待っていても。言わば、ここの中でじゃあどうしたらいいかと思えますけれども、やっぱり町民への必要性、アピール、やらなければいけないんだというムードづくり、これがやっぱり大切。何を事業化するときでもやっぱりムードを上げて、じゃあみんなで頑張ろうと。やっぱり一番最初に出てくるんだと思えます。

ここで、庁内に総合的に調整できる組織づくり、これは垣根を越えてもいいですよ、課を越えても。実は。なぜかという、自発的に参加してもらって、郷土愛、危機感、郷土愛と危機感とやらねばならないんだよというふうな思い、これがなければ絶対前に前進することができないですよ。そのためにみんなで腹をくくる。私いつも事業するとき、やらなければいけないよなあと、思い切ってやらなければいけない、腹をくくる。また腹くくったなと自分で自問自答してやっているんですけども、やっぱり信念が必要です、ここは。町長も土地改良に力を入れるというふうな明言をいただいたときもありますけれども、町長自らやっぱり腹くくって主導していただきたい。これはやっぱり絶対条件だと思いますので、ぜひ頑張ってもらいたいなと思っております。

私の質問は以上です。

議長（加藤彦次郎）

答弁が保留されている部分がありますので、今答弁します。農林課長。

農林課長（工藤伸也）

先ほど荒谷議員からご質問がありました米粉用米とか高収益のための土づくりの関係でございますけれども、これは国の交付要件という理解をしております、必ずしも三種町にフィットするものではないということをご理解いただければと思います。

議長（加藤彦次郎）

再質問ありますか。荒谷議員、今の答弁に対する再質問はありますか。

11番（荒谷要伸）

ありません。

議長（加藤彦次郎）

11番。

11番（荒谷要伸）

以上で質問を終わります。

議長（加藤彦次郎）

11番、荒谷要伸議員の一般質問を終わります。

次に、9番、伊藤千作議員の発言を許します。9番、伊藤議員。

9番（伊藤千作）

それでは、一般質問を行います。

最初に、透析患者通院バス年末年始運行休止の措置改善についてであります。

現在、腎臓病透析患者は、通院のために社会福祉協議会の外出支援事業を利用して大変助かっているようであります。透析通院バスを利用している町民を、年末年始、職員の休暇取得を理由に日常の運行を休止したことにより、このたび、利用者の透析患者（最大18名）は通院手段に大変困惑した事実があります。透析患者は、医師の指定した日に透析治療を受けないと大変危険と言われております。職員の年末年始の休暇も大事ですが、どちらが急務なのかの優先順位で考えてもらえば分かるとおおり、町民の生命を守ることを最優先しなければならないと思います。改善要望をした町民に、担当者は、社会福祉協も公務員である町職員と同様、休日が規定されていると説明をされているようであります。

経緯と理由については、まず、今回の経緯としては、12月31日土曜日及び1月2日月曜日がこれに該当したのですが、この透析患者に対する運行休止の通知は、透析日が火、木、土の患者は12月29日木曜日、また、透析日が月、水、金の患者には30日金曜日、運行休止の直前に年末年始の連絡を受けたものであります。この運休に対する代替策の指示もないままでしたので、通院手段の確保に戸惑った人が大勢いたことも事実であります。

ただ、今回の件は、運行休止の連絡が早ければ問題なしということでもないので。事情勘案の上、特例措置を設けるなどして、通常どおりにしてももらえないかということであります。

まず、透析患者の特殊性として、医師の指定した透析日には必ず通院しなければならないとする健康上の必須条件があることであります。

参考までですが、二ツ井地区の例として、年末年始も社会福祉協議会のバスは運行しているということであります。

それから、三種町の通院バス事業は大変評判がよいので、年末年始も通常どおり運行を実現してもらいたいと思います。

透析通院自力困難世帯については典型例を報告します。

読み上げます。

この例は、仮名としてA子さん、70歳。そして娘さん、33歳でありますけれども、この家庭は生活保護家庭で、住所は上岩川地区であります。そして10年前に首都圏から当時空き家となっている実家に帰り、現在、親子2人家族。夫は早く亡くなり、両親、兄も早くに病気のため死亡。さらに、近所には身内、親戚も全くいないものであります。現在親子2人とも透析治療中、かつ2人とも糖尿病に罹患しているものであります。母親は、糖尿病を原因とする人工透析のほか、心臓病で倒れ、2年前に救急車で秋田中通病院にて手術、現在は娘と2人で透析のため通院中であります。娘さんは車椅子のため、家から車に乗るための道路玄関先の雪かきも困難に陥っている状況であります。その都度、車椅子の移動などで、社会福祉協議会の運転手さんから雪かきなどを手伝ってもらって、車に乗せて通院している状況であります。

娘さんの場合ですが、糖尿病からの透析治療ですが、眼球を片方、昨年摘

出したほか、片足は、昨年切断しております。したがって、車椅子通院が必至条件となっているものであります。母親は、能代市のJCHO病院、もとの民生病院であります。そして、娘さんは厚生医療センターと、別々の病院に現在透析通院しているものであります。できれば同一病院で治療できればよいのですが、透析以外の病名によってそれができなく、親子でも同じ病院には通院できないとのことであります。透析だけではないので、親子とも時には別々に入院、退院を繰り返しながら、透析通院となっております。

聞くところによると、娘さんの場合、現在の厚生医療センターでは適切な治療はできないため、担当医から、山形かあるいは東京の病院を紹介するとの話も出ているとのことであります。このことで、母親は相当悩んでおりました。精神的にうつ状態になってもおかしくない親子を、年末年始休暇の代替策を指示しないまま、社会協議会の運行を一切休みにしてしまったことは大変残念極まりないものと考えます。町民の生命と財産を守るべき行政が、この状態を今後も継続することはいかなるものかと思えます。

ある運転手は、年末年始3日間の運行は、運転手7名中、通常、土、祭日運行のとおり、3名から出動してもらうのは難しくないと思うと言及しておりました。

それから、このたび年末年始休暇の対応として、娘さんの事情から、八森から車椅子付のタクシーを頼み、母親もこれに便乗させてもらい急場をしのいだとのことであります。料金は、病院から県の福祉事務所に社会福祉協議会通院バス運行休止の事情等を打ち明け、お願いして支払ってもらったとのことであります。また、車椅子付タクシーの空きがなかったら大変な事態が想定されたものと思われます。

仮に、前述したとおり、娘さんが他県の病院に転院しなければならないとした場合、母親が1人残った場合でも、自力での通院には全く無理であり、通院バスの運行に頼るしかすべがありません。それから、生活保護家庭の事情もあり、タクシー料金捻出のすべもありません。

以上の事情がありますので、何とぞよろしくお願ひしたいと思えます。

そして、三種町外出支援サービス実施要綱の第6条の中の第3条第4項の規定については、再質問で取り上げます。

続きまして、子育て支援策をアピールし、少子化対策をとという項目についてであります。

昨年12月10日付地元新聞（北羽新聞）のコラム欄に、秋田県内の住み続けたい街ランキングは、3位は美郷町、2位は秋田市、なんと1位は三種町でありました。その理由としては、自然が豊かでゆったりしている、あるいは高校生まで医療費が無料などの声が居住者から寄せられておりました。定住促進へのさらなる施策の展開が求められます。

三種町の子育て支援策の手厚さは、これまでも率先して行ってまいりました。高校生までの医療費の無料化は、今日、北羽新聞に、能代市が高校生まで医療費無料化する、踏み出したという記事が出ておりました。今では高校

生の医療費の無料化は全県で、あと1つ、2つの行政区を残すのみとなって、ほとんどが無料化に踏み出しております。三種町はその先陣を切って実施してきております。第2子以降の保育料は無料。あるいは3歳から5歳の副食費や延長保育も無料。給食費は第1子、第2子は半額、第3子以降は無料にしております。そして、新1年生へはランドセルのプレゼントも行っております。子育て交流施設「みっしゅ」も大変人気を集めており、昨年12月には来館者が1万人を突破しております。子育て支援策をもっと内外へアピールして、少子化対策につなげれば良いと思います。そして、支援策のさらなる充実も考えていったらどうでしょうか。

例えば、給食費無料化も昨年12月段階で全国で254自治体に広がりを見せております。町長の公約であるならば、統合中学校開校時に導入を検討するのではなく、一日も早く無償化に踏み出すべきではありませんか。

また、高校生の通学費補助や、全国で子育て支援で有名な兵庫県明石市は、国の制度で中学校までの支給となっている児童手当を2023年度から18歳まで独自に拡充する方針を明らかにしました。子供1人月5,000円で所得制限はなく、予算案は4億9,000万円を盛り込んでおります。対象者は約8,100人。「コロナ禍や物価高を通じて、高校生世代への支援の薄さを感じている。本来は国がやるべきことだが、まずは明石市で先行したい」と取材に対して市長は述べております。

日本大学の末富教授（教育行政学）は、「18歳までは未成年にもかかわらず、高校生世代の社会保障制度が日本にはほとんどない。国の制度の確立のためにも、地方での先駆けとなる実践は必要である」と話しております。

子育て支援策をもっと充実していくべきだと思いますが、町長の見解を伺います。

以上で壇上での質問とします。

議長（加藤彦次郎）

9番の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町長（田川政幸）

それでは、9番、伊藤千作議員のご質問にお答えいたします。

初めに、外出支援サービスの年末年始の運行についてでございますが、町では、在宅で寝たきりなど、歩行困難なため一般交通機関を利用することができない65歳以上の高齢者等に対し、リフト付ワゴン車等を利用して、外出支援サービスを提供しております。このサービスの実施日時は、原則として、祝日及び年末年始を除く月曜日から土曜日までの午前8時30分から午後5時までとし、1人当たりが受けられるサービスの回数は、1月に2回までとしております。ただし、人工透析治療を目的に通院する方については、医師の指定した日に透析治療を受ける必要があるため、土曜日や祝日にもサービスを実施しているほか、月の利用制限も設けておりません。また、年末年始についても、通常は12月29日から1月3日までの6日間運行を休

止しているところ、透析患者の方については、12月31日から1月2日まで3日間のみ休止とし、透析治療に支障を来さないよう特に配慮しながら支援してきたところであります。これまで、透析患者の方の年末年始の治療は、親族や介護タクシー等による通院あるいは入院により行っていただいておりますが、通院費等が高額となり、経済的負担が大きいという声が寄せられていることから、令和5年度に、アンケート調査等により、透析患者の方からの意見を聞く機会を設け、委託先の社会福祉協議会とも協議しながら、必要な運用改善、またはその他の福祉サービスによる支援を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、子育て支援策についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、町では様々な子育て支援を実施しており、秋田県内の住み続けたい街ランキングで1位に選ばれたことは大変喜ばしいことと存じております。さらなる支援策の充実につきましては、施政方針でも述べたとおり、国が6月に策定する骨太の方針において大枠が示されることとなっておりますので、その内容を見極めた上で、学校給食費の無償化の実施時期なども含めた子育て支援策を再構築してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

議 長 ( 加藤彦次郎 )

当局の答弁が終わりました。

場内換気のため暫時休憩します。

再開は11時10分とします。

午前10時58分 休 憩

-----  
午前11時09分 再 開

議 長 ( 加藤彦次郎 )

休憩前に引き続き会議を開きます。

9番の再質問を許します。9番。

9 番 ( 伊藤千作 )

再質問ですが、まず最初に、透析通院バスについて。

町長いろいろ答弁されておりますけれども、外出支援サービス事業実施要綱の中で、第6条の中ではこういうふうになっておりますよね。町長さっき言いましたけれども、原則として月曜日から土曜日まで、祝日及び年末年始を除く。ただし、第3条第4項に該当する者に対しては、祝日においてもサービスを実施できるものとする。第3条第4号というのは、人工透析治療を目的に通院する者というふうな方です。ですから、今も透析の皆さんには、休日もこれに該当するということでサービスはやっていると思います。ただ、正月の、今回でいうと2日間、12月31日と1月2日。12月31日は土曜日、1月1日は日曜日、日曜日ですから病院も休みだからこれ

は該当しないんです。1月2日が月曜日。この2日間が該当するんですよ。ここを何とかすれば、町として何とかすれば透析患者の皆さんは助かるんです。今でも透析の皆さんは大変社協のバス運行してもらってありがたいと、こういうふうに感謝感激しているんですよ。これをもう1押しして、ここに正月の運行もこれをするというふうな状況をちょっと変えてやればできるんじゃないですか。町長、政治家としてね、政治家として、やっぱり町民のね、困った人を見捨てない、こういう立場でやっぱり政治家としてやっぱり行政に当たるべきだと思うんです。一人の不幸も見逃さない、こういう立場でやっぱりきちっと考えていくべきだと私は思います。

そして、担当課の皆さんも血の通ったサービス、こういうことを常に念頭に置いて考えていく。今までも、社協の福祉、皆さんさっき繰り返すように、非常にありがたく感謝しているんです。そこに一つの曇りの点が出てきたので今問題になっているんですけれども、これを解決してやれば、ますますやっぱり担当課は素晴らしいというふうなことになります。何でもかんでもやっぱりね、弱い人の立場、困っている人の立場を最優先で考えていく。こういうことで行政としては当たっていく。町長は政治家として、常にそういう立場でものを考えていくということが私は必要だと思います。熱い心で対処していくというふうなことが必要だと思うんです。

ですから、今回のこの、さっき町長答弁でアンケートをもって見直しを行っていく、検討していくというふうに言いました。ここをやっぱりきちんと前進する方向で考えてもらいたい。そこを明確にしてもらいたい。どうですか。

議 長 ( 加藤彦次郎 )

福祉課長。

福祉課長 ( 清水 真 )

お答えいたします。

この外出支援サービスでございますが、合併前の旧3町のサービスを引き継いで合併時から実施してまいりました。それで、年末年始につきましては、車両の運行主体であります社会福祉協議会の休日、つまり現在でいきますと12月29日から1月3日までの6日間は原則運休としてきたところでございます。しかしながら、透析患者さんにつきましては、その間も透析が必要でございます、利用者の方からも、できればその間も運行していただけないかという要望もございまして、令和元年度から、透析患者さんにつきましては、6日の年末年始の休日を、12月31日、1月1日、2日と3日間に短縮をしまして、透析治療にあまり支障のないように運行の改善を図ったところでございます。しかしながら、その3日間においても、中には透析が必要となる方がいる、そういう状況でございますので、先ほど町長が答弁いたしましたとおり、利用者の方のご意見、あるいは運行主体であります社会福祉協議会の管理体制、そういったものも総合的に踏まえまして、何か支援の方策というものを検討できればというふうに思っております。

議長（加藤彦次郎）

9番。

9番（伊藤千作）

ぜひ検討を加えてください。

それで、私ちょっと提案したいんですけども、アンケートを取って、必要などころではそういうふうな対応をしていくというほうに検討してください。

今後、この措置に対してどういうことを考えていったらいいのかということで、私提案したいと思うんですけども、要するに、今回は透析は休みなのが2日間だけでありました。それから、特別年末年始の理由で万一欠員があると確認された場合は、多分補充員を確保していく。運転手さんとかそういう方々のですよ。それをやっぱり今から考えていく。そして、その不足人員の補充は、やっぱり今臨時を募集するとか、そういうことでその期間に余裕を見て事前に対策を今から考えていくというふうなことをぜひやってもらいたいと思うんです。運行対象人数は、透析患者全員ではなく、社会福祉協議会の利用者のみが対象とするということで限られるので、現在の利用対象者を、冬季に増えるということも考慮しても、現在の3台、総数で18名で運行しているとの情報ですけども、これを、ふだんは透析患者以外も含まれておりますので、車5台で運行していると聞いております。運転手の休暇取得を考慮しても、車5台に対して7名確保しているので十分足りているというふうにも聞いております。ですから、今後、高齢化が予想されることなどから、体調管理、免許の返納など、車の運転など自力で通院することはより困難になることも想定されます。

参考までに、二ツ井では既にやっておりますので、それらも参考にしながら、事前に、町としては、社会福祉協議会としては、ぜひやる方向で対策を今から考えていくというふうなことで、ぜひその方向で考えて、透析患者の皆さんに不便がならないようなことを今から考えて実施してほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

福祉課長。

福祉課長（清水真）

お答えいたします。

ただいま議員おっしゃられたこと、参考にさせていただきながら検討したいと思います。まず、現在福祉車両5台ございまして、透析患者さんのサービスに3台充てております。それで、運転手は7名でございますけれども、運転手の方々の年齢も平均で70歳近くになってございまして、事故防止を図りながら安全にこのサービスを続けていくためには、やはり年末年始を含めた休暇、休息の機会も設ける必要がございます。それで、年末年始を対応していくためには、安全を確保しながら運行していくためには、どこまでこういった形でやれるか、そこはちょっといろいろな観点から検討する必要

があると思います。

まず、通常どおりその3台をフル稼働というのはかなり厳しいかと思いますが、例えば、年末年始の運休日に親族の支援を受けられない、あるいは、例えば他の手段としまして介護タクシー等の利用もあるかと思いますが、そういったものも家庭の経済事情で利用が難しい、そういった世帯もあると思いますので、その部分に限定して運行する、そういったことも検討をしなければならないかと思っております。

いずれ、いろいろなことを踏まえながら、何らかの支援の方策を見出してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

議 長 ( 加藤彦次郎 )

9番。

9番 ( 伊藤千作 )

ぜひ、善処方向になるように検討してください。

今もちょっと答弁に出てきましたけれども、例えば、さっき町長答弁では、何か入院してあった人もいてあったような云々かんぬんというふうなことが言いましたけれども、入院または介護タクシー、介護タクシーなんていうのは物すごい料金がかさむわけで、とてもじゃないけれども通常のこういう方々が利用するのでは頼めない。ましてや、空いているかどうかも分からない。そういう状況ですので、介護タクシーとか、入院する病院を探せとかっていうのは、それは酷です。そういうのをやるんだったら、担当課のところでは病院を探し、介護タクシーも探して、ちゃんとこれくらいのこれがありますよと、料金は発生しませんよとか、そういうことをちゃんと準備した上でそういうことをやらないと駄目だと思うんです。それでない限りはやっぱり通院バスを、支援サービスをきちっと準備して、そういう方々がちゃんと治療を受けられるような万全な対策をやっぱりきちっと立ててもらいたいというふうに思いますので、町長、担当の職員も担当課も言っていますので、アンケートをやって前進方向できちんとやると、もう1回答弁してください。

議 長 ( 加藤彦次郎 )

町長。

町 長 ( 田川政幸 )

お答えをいたします。

先ほど福祉課長からも申し上げましたとおりであります。いろんな事情はあると思いますが、前向きに検討させていただきます。年末年始まで少し時間がありますので、いろんな意見、そして調整等々必要だと思いますので、そのあたりをしっかりとクリアした上で、透析患者の方々に寄り添った運行をちょっと目指していきたいなと思っておりますので、ぜひご理解をお願いします。

議 長 ( 加藤彦次郎 )

9番。

9番 ( 伊藤千作 )

ぜひ、今年の年末はこういう方々がきちんと透析できるような、そういう運行をぜひとも考えてくださるよう申し入れておきます。

それはそれで終わります。

次に、子育て支援策でありますけれども、私何点かこれからのことについて言いましたけれども、その中で、町長の公約として述べております学校給食の無償化、無料化、これは私今年の6月の議会でも町長に質問をしております。そのときの町長の答弁は、中学校の統合時に学校給食の無償化も検討していくというふうなことでありました。統合というと今から何年後ですか。3年、令和8年、今5年ですから3年後というふうなことになります。当時、町長は公約で、新聞等でも学校給食費の無償化を検討するとばあっと打ち上げたものだから、私はあれを見て、すぐにでもやるんだなと思って質問したら、そういう答弁であった。中学校統合時というふうなことでありました。今回も町長が行政報告の中で、先ほど答弁ありましたけれども、学校給食費の無料化について検討していくというふうなことでありました。

町長、何で公約であるならば時期をばつと言わないんですか。例えば、来年の当初でやると、始めますとかって、公約だったらびしっと言ったらどうですか。何か、この間も私の答弁に対しては3年後だとか、何かはっきりしないんだよね。公約であるならば、こういうことで来年の当初からやります、あるいはこの10月から導入しますというふうなことで、明確にしたほうがいいと思いますよ。でないと、いつまでやるんだろう、何か公約にしたって公約になっていないなあとというふうに私なんか思うんですよ。ですから、公約をして、いついつまでやります、その上で、そこに向けて庁内で検討していったらいいじゃないですか。逆だもの。逆なんですよ。この公約をやるために庁内で検討して、何月にやるとかこれから考えます、駄目なんですって。来年の例えば当初でやりますと言って打ち上げて、そしてやるためにいろいろ検討していくっていうことをやったらどうですか。明確にしてあって検討していくという、これですよこれ。町長、そういう方向で考えたらどうですか。

議長 ( 加藤彦次郎 )

町長。

町長 ( 田川政幸 )

大変厳しいご指摘ありがとうございます。

先ほども答弁申し上げましたとおり、今6月に国の子育て、いわゆる異次元のと言われているぐらいの子育て政策が打ち出されると私は期待しております。その中で、町として骨太の方針を補完する意味でもいろんな政策がまた考えられるのではないかと考えております。それを見ながら、町として子育て支援を拡充する意味で再構築という言葉を使わせていただきました。6月の国の方針を1回見させていただいてからはっきりとやっていきたいなと

思っていますので、ぜひもう少し時間をいただければありがたいと思います。

議長（加藤彦次郎）

9番。

9番（伊藤千作）

いや本当、逆です。逆。さっき言ったように、時期を明示して検討するというふうなことでやっぱり進まない、いつまでたつたって、やれる保証はこれあるのかなと思ったりするわけです。

ちょっとそれですけれども、ランドセルのプレゼントっていうのは、旧琴丘町時代に、今から30数年前に初当選したときの6月議会で私提案したんです。当時の町長は工藤正吉町長でした。そのときはうんともすんとも言わなかったんですけれども、改めて12月にこのことを取り上げたら、じゃあ来年4月からやりますって、私答弁聞いてびっくりしたぐらい明確にしたんです。ですから、私、町長、そうではないと思うんですけども、誰が何と言おうがいいものはいいいというふうなことで取り上げてやるということ。これみたいな、懐が深いなとつくづく思いました。そして、佐藤亮一町長は住宅リフォーム、これ私何回もやって、そしたら住宅リフォームやるって名言したんですよ。そのときは、横手市が若干県内で1番目、2番目がこの三種町でやったんです。もうちょっと早ければ三種町がトップだったんですけども、その後に県がやり出したんですよ、県がやるって言って。三種町がやるって言った後に県がやり出した。そして今全県に広がって、やっていないところはないでしょう。そういうことなんです。前の三浦町長は高校生の医療費の無料化、これも私取り上げたらやりますって言ってやったんです。それがもうとにかく全県に広がっていったでしょう。

ですから、町長、いいものだったら、公約なんだから、やるって決めて打ち出してくださいよ。来年の4月の当初でやると明言してください。どうですか。

議長（加藤彦次郎）

町長。

町長（田川政幸）

お答えをいたします。

先ほど来繰り返しになりますけれども、いずれ6月、間もなくでございます。それをしっかり見た上で判断させていただきます。

いずれにしても、向くにしても向かないにしても、しっかりと回答させていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（加藤彦次郎）

9番。

9番（伊藤千作）

学校給食はそういうことで、まず公約ですから早く明示して、ぜひ表明していただきたいと思います。

私そこの壇上で取り上げましたけれども、これはもう子育て支援で有名になっているのが兵庫県明石市なんです。全国的に有名なんです。いろんな子育て支援を率先してやってきているところです。ここが今、国の制度であるのを先取りして、さっき言いましたように、18歳まで児童手当、これを先取りして導入するというふうなことを表明しております。これは、対象者が約8,100人で4億9,000万円、この予算でやると。これがすごいんだよなあ。国が本来やるべきことだが、まず明石市が先陣を切ると。これ私こういうの好きだな。というふうなことで、やっぱりね、何て言えばいい、政策を引っ張っていくとか、こういうことを田川町長にもぜひやってもらいたいんだよね。これをぜひ。だから私学校給食費でばんと打ち上げてもらいたいなと思ったんだけど、そこもまだ慎重だもんね。どう思いますか、この今の明石市の児童手当については。町長、どう思っていますか。

議 長 ( 加藤彦次郎 )

町長。

町 長 ( 田川政幸 )

お答えをいたします。

繰り返しになるんですけども、6月の国の方針をちょっと見させていただきたいというのがまず本音であります。いずれ多分国でやる部分はかなり広範囲になるので限定的な部分もあると思います。それを見ながら、町としてしっかりと、さらに子育て世代の支援になるような方策を考えていきたいと、このように考えております。

議 長 ( 加藤彦次郎 )

9番。

9番 ( 伊藤千作 )

私壇上でも言いましたように、三種町がこの間頑張ってきたおかげでというか、アンケートで住みたい街ナンバーワン、秋田県で。これはすばらしいことですよね。これは皆さんご承知のように、「いい部屋ネットで探そう」のCMで知られる大東建託がアンケートをやったんだよね。この中で住みたい街、秋田県の3位が美郷、2位が秋田市、トップが三種町だったと。すばらしいことじゃないですか。自然豊かでゆったりしているとか、住み慣れていて安心感があるとか、あるいは高校生まで医療費が無料だというふうなことなど等々で三種町がトップになったというふうなことでありますので、ぜひこの名に恥じないように、今後とも三種町が断トツトップになるようにいろんな施策を考えて、町長行ってもらいたいと思いますけれども、その中、一番考えているのは、今、町長、給食費ですか。

議 長 ( 加藤彦次郎 )

町長。

町 長 ( 田川政幸 )

お答えをいたします。

確かに、昨年の当選後に給食費の無償化については触れさせていただきま

した。ただ、昨年の7月に「みっしゅ」がオープンして、そういう意味では母子保健から子育て福祉、そういうところまでしっかりとした拠点ができております。昨年、これまで大変好評だということは先ほど伊藤議員からもおっしゃっていただきまして、大変うれしく思っております。それを拠点に、さらに子育て支援策、そういうところを拡充するため、担当ともしっかりと協議をして、子育て、給食費無料だけではなくて、子育て施策全般に対してしっかりと取り組んでいきたいと、このように考えております。

議長（加藤彦次郎）

9番。

9番（伊藤千作）

去年の私この6月議会で質問した当時は、学校給食の無料化を打ち出したのは全国76自治体ということでした。ところが今は12月現在で254にも増えている。もう圧倒的にばっばっばと増えていっているんですよ。これも、ただ我々の町村だけでないんです。青森市とか、市段階でも。今東京あたりでもう区段階であちこちでやるところが増えてきていますよね。ですから、学校給食費がもうやるところはただ珍しくない状況に今なろうとしております。ですから、町長、乗り遅れないように、早めにちょっと表明してくださいよ。

それを要望しながら、これで終わりたいと思います。

以上です。

議長（加藤彦次郎）

9番、伊藤千作議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

日程第2．議案第2号「令和4年度三種町一般会計予算の補正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

8番。

8番（森山大輔）

そうしますと、一般会計補正予算書5ページの歳出合計のところでは質問いたします。

令和4年度一般会計、最終的に3億5,000万ほど歳出のほう余っている、予算が余っている状態にあるんですけども、この町は人口減少の問題を筆頭に今解決しなければいけない問題が多々あると認識しております。

これだけの予算があれば、かなりの対策が、事業が打てたのではないかと思いますけれども、来年以降こういった予算の余裕があるのであれば、あまりそこ余裕を積んで、いずれ基金のほうに積み立てるという形ではなく、有効に活用して、今このタイミングで解決すべき問題をしっかりと解決していく、そういうことが必要ではないかと思っておりますけれども、町長のご見解を伺います。

議長（加藤彦次郎）

総務課長。

総務課長（石井靖紀）

お答えいたします。

4年度の3月補正につきましては、剰余額があるということで減額補正させていただきます。

5年度事業につきましては、5年度当初予算で見えておまして、それでも歳入不足が生じているところがございます。基金を取り崩すのが5億円ほど見えておりますので、4年度の決算をもちまして5年度へ繰越しという形になって調整されていくこととなります。5年度は5年度の事業で見えておりますので、その点をご理解をお願いいたします。

議長（加藤彦次郎）

8番。

8番（森山大輔）

この予算の余っている状況なんですけれども、令和4年度のみではなくてここ何年間か継続している状況かなと思います。そのあたりちょっと令和5年度予算で全て使うということで組まれておりますけれども、このあたり考えてしっかり、せつかく予算があるのであれば生かして、しっかり事業を打って、特に子育て等の少子化対策にはしっかり力を入れていただきたいなと思います。

議長（加藤彦次郎）

総務課長。

総務課長（石井靖紀）

お答えいたします。

予算が余ったという表現でございますけれども、事業費を見て、全部そのまま使うということは予算上不可能なことではございまして、事業遂行上、まずこの減額で収まったという考えで解釈していただければ助かりますが、先ほど申し上げたとおり、今年度は5年度の予算で、まず収入不足ということで、財調基金を5億円ほど見えておりますので、その後決算を見ながら、調整していくこととなります。

現段階では、財政調整基金は減額に転じるという形で見えておりますので、その点ご理解をお願いいたします。

議長（加藤彦次郎）

8番。

8番（森山大輔）

当然全て使い切るといふわけにいかないということは理解しております。ただ、ここ何年間か常に基金のほうに積み立てる状況続いていたと理解しておりますので、こういう質問をさせていただきます。

それだけのお金があれば、タイミングよく使っていないと生きてこないということもあると思いますので、特にこの人口減少の問題等は、いずれ先になってから対策をしても遅いと、今このタイミングで使うべきお金はしっ

かりと使って、せっかく余力がある部分があるのであれば、そういったものにあてがって、やっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（加藤彦次郎）

ほかに質疑ありませんか。10番、清水議員。

10番（清水欣也）

今森山議員とちょっと重なる部分もあるかもしれません。まず一つは、15ページちょっと開いてください。

単純な質問になるかと思えます。民生費国庫補助金の社会福祉費補助金の子育て世帯臨時特別支援事業費4,000万の三角になりました。これは、これに対応する歳出というのは、住民税非課税世帯等臨時対策特別給付金という、31ページをご覧ください。

その下の一番下の今言った給付金、これにこれが対応歳出になるわけですが、ここでも、ここで単純な疑問がちょっと浮かんだので、今質問をするんですけども、この4,000万というのは、これ世帯ですか。世帯であれば何世帯に当たるんですかね。

それから、これ子供じゃないですね。子育て世帯だ。子育て世帯の世帯数にすれば、どれくらいに当たりますか、この4,000万というのは。これ1世帯10万でしたっけ、5万円でしたっけ。

というのは、5万円だとすれば4,000万割る5万円だとすれば、もうすごい世帯数になるわけですね。これ非課税世帯だって4,000万減額する、把握できないもんだろうかと最初から、という素朴な疑問であります。

4,000万円割る10万円と言えど何ぼでしたっけ。400世帯か、4,000世帯かという把握がこれできないもんかなと、そういう単純な質問なんですよ。

つまり今、森山さんが言った話にかぶせて言いますと、ちゃんと積算しているのかなと、そういうことになりますね。

こういうことがありました。町長の行政報告、施政方針で、華々しく私は今度これでこのぐらい補助金を出して、こうやるんだと当初で花火を上げるわけですよ。ところが、今頃になってその数字は半分ぐらいになる場合もある。その話は絶対しないわけですよ。当初で華々しくアドバルーンを上げるけれども、ポシャってしまった話は一切しないという、今、田川町長がそうしているという話じゃないですよ。そういうことの危険性が非常にあるわけ。

だから、歳出で何ぼやったって、今頃になってがあんと補正して、そういうケースがあるというか。例えば今の4,000万割る10万か5万は分かりませんが、そうすればこれ結構大きな数字ですよ。それも把握できなかったのかと、こういうような話になっていくわけです。それでは、これは誰が答弁してくれるんでしょう。総務課長やる。

議長（加藤彦次郎）

福祉課長が答弁します。福祉課長。

福祉課長（ 清水 真 ）

お答えいたします。

社会福祉費補助金子育て世帯等臨時特別支援事業費の4,073万5,000円の件でございますけれども、まずこの臨時特別給付金でございますけれども、事業の趣旨といたしましては、新型コロナウイルスの影響が長期化する中で、低所得世帯の生活、暮らしを支援するための給付金でございます。それで住民税非課税世帯、それからこれと同様の状況にある家計急変世帯を対象に、1世帯当たり10万円を給付するという、そういう事業内容でございました。

令和4年度の実施に当たりまして、見込みにより400世帯の給付に係る事業費ということで4,073万5,000円を、昨年6月に補正計上していたところでございます。

ところで、この給付金でございますが、令和3年度にも実施してございまして、申請期限が令和4年度中にまたぐ関係で、事業費等8,538万円を令和4年度のほうに繰り越ししてございました。行政報告でご報告しましたとおり、今年度の支給対象は284世帯、支給総額では2,840万円でございますけれども、その予算執行につきまして令和3年度の繰越財源を優先して充てるように、国のほうから指示がございました。

その結果としまして、今年度の事業費等の全額を令和3年度の繰越財源のほうで賄うことができましたことから、昨年6月に補正計上しました4,073万5,000円の全額が不用となりまして、今回増額させていただいたものでございます。

なお、先ほど清水議員のほうから、対象世帯の見込みについてお話がございましたけれども、令和3年度、それから令和4年度のいずれにおきましても、予算取りの段階で対象世帯を完全にまず把握するということはできませんでした。

特に、住民税非課税世帯ではなくて、それと同様の状況にある家計急変世帯につきましては、町でどの程度その対象世帯があるのかというのは、予測できません。そのため予算取りはかなり余裕を持った形でやった関係で、このような形になったということで、ご理解願いたいというふうに思います。

議長（ 加藤彦次郎 ）

10番。

10番（ 清水欣也 ）

何だかんだ理由を述べますけれども、400世帯がそれを把握できないというのは、ちょっと私としては考えられませんね。システムがちゃんとあるんだから。

次に入ります。

18ページからの20款繰入金であります。3億1,000万の減額であります。この3億1,000万の減額が多い、少ないかというのを、これは

それぞれ論があると思いますけれども、つまりこれは、この繰入金はあちらこちらみんな歳出にばらまいてるわけですよ、財源として。その減額を、余ったものをさらにみんな集めたら3億1,000万になったという話なんです。

それで、総務課長にお聞きしたいのは、この3億1,000万の減額というのは、これは適当な線なのかどうかという話ですよ。これ今年特に多いんじゃないかと。これ、結局基金に返すんでしょ、戻すんだよ。基金に戻るわけよ。

だから、そういう意味で、繰入の積算というのかな、歳出の積算が3億1,000万円を余計であったという理屈になるわけですから、それがこの数字が町として適当だと思っているのかな。それはやむを得ないと思っているのかな。毎年こうだからいいべとこういうふうに思っているのかな、そのあたりちょっと聞かせていただけませんか。

議長（加藤彦次郎）

総務課長。

総務課長（石井靖紀）

お答えいたします。

基金、財調基金の取崩しに関しましては、歳入歳出のバランスというか一般財源の不足分を取り崩すことになっておりまして、それを計上しておりますが、3月で事業費の確定等により、歳出も減額となっております。

それで、歳入も減額となっておりますが、そのバランスを取って3億400万の減額ということになっておりますが、それでもまだ取崩しは4億8,000万が必要だという予算ということとなっておりますので、最終的には今のところ3億8,000万が最終的に不足すると。積立ても計上しておりますので、その差額が3億8,600万ほどになるということに決算見込みでございます。

議長（加藤彦次郎）

10番。

10番（清水欣也）

仕組みは分かります。私が聞いているのは、こういうふうにして予算残が余る。結局その財源はほとんど基金だということで、それは分かりますけれども、こういう減額、もっと言い方をすれば3億5,000万全体で町が余ったわけだけれども、この3億5,000万の歳出減というのは、これはいつもこのようにやって、適切な執行であったと思いますかと聞いているんですよ。

議長（加藤彦次郎）

総務課長。

総務課長（石井靖紀）

お答えいたします。

ということになれば、先ほどからちょっとおっしゃられております事業費

の見込みになってくると思いますが、それについてはそれぞれ各課で事情があつて確定により減額しておりますので、適当か適当でないかと言われれば、一つ一つ精査する必要があると思いますが、必要で要求した予算でございますので、事業確定という事情を酌んでいただければと思います。（「終わります」の声あり）

議 長（加藤彦次郎）  
ほかに質疑ありませんか。  
（なしの声あり）

議 長（加藤彦次郎）  
質疑ないものと認め、質疑を終わります。  
これより討論を行います。  
討論ありませんか。  
（なしの声あり）

議 長（加藤彦次郎）  
討論ないものと認め、討論を終わります。  
議案第2号「令和4年度三種町一般会計予算の補正について」を採決します。  
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
（異議なしの声あり）

議 長（加藤彦次郎）  
ご異議ないものと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。  
日程第3．議案第3号「令和4年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について」を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
（なしの声あり）

議 長（加藤彦次郎）  
質疑ないものと認め、質疑を終わります。  
これより討論を行います。  
討論ありませんか。  
（なしの声あり）

議 長（加藤彦次郎）  
討論ないものと認め、討論を終わります。  
議案第3号「令和4年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について」を採決します。  
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
（異議なしの声あり）

議 長（加藤彦次郎）  
ご異議ないものと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第4．議案第4号「令和4年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算の補正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第4号「令和4年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算の補正について」を採決します。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

ご異議ないものと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第5．議案第5号「令和4年度三種町介護サービス事業勘定特別会計予算の補正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第5号「令和4年度三種町介護サービス事業勘定特別会計予算の補正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

ご異議ないものと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第6．議案第6号「令和4年度三種町温泉事業特別会計予算の補正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

( なしの声あり )

- 議 長（加藤彦次郎）  
質疑ないものと認め、質疑を終わります。  
これより討論を行います。  
討論ありませんか。  
（なしの声あり）
- 議 長（加藤彦次郎）  
討論ないものと認め、討論を終わります。  
議案第6号「令和4年度三種町温泉事業特別会計予算の補正について」を採決します。  
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
（異議なしの声あり）
- 議 長（加藤彦次郎）  
ご異議ないものと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。  
日程第7. 議案第7号「令和4年度三種町水道事業会計予算の補正について」を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
（なしの声あり）
- 議 長（加藤彦次郎）  
質疑ないものと認め、質疑を終わります。  
これより討論を行います。  
討論ありませんか。  
（なしの声あり）
- 議 長（加藤彦次郎）  
討論ないものと認め、討論を終わります。  
議案第7号「令和4年度三種町水道事業会計予算の補正について」を採決します。  
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
（異議なしの声あり）
- 議 長（加藤彦次郎）  
ご異議ないものと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。  
日程第8. 議案第8号「令和4年度三種町下水道事業会計予算の補正について」を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
（なしの声あり）
- 議 長（加藤彦次郎）  
質疑ないものと認め、質疑を終わります。  
これより討論を行います。  
討論ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第8号「令和4年度三種町下水道事業会計予算の補正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

ご異議ないものと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

昼食のため、午後1時まで休憩とします。

午後0時02分 休 憩

-----  
午後1時00分 再 開

議 長 ( 加藤彦次郎 )

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第9. 議案第9号「三種町個人情報保護法施行条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第9号「三種町個人情報保護法施行条例の制定について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

ご異議ないものと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第10号「三種町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

( なしの声あり )

- 議 長（加藤彦次郎）  
質疑ないものと認め、質疑を終わります。  
これより討論を行います。  
討論ありませんか。  
（なしの声あり）
- 議 長（加藤彦次郎）  
討論ないものと認め、討論を終わります。  
議案第10号「三種町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について」を採決します。  
本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。  
（異議なしの声あり）
- 議 長（加藤彦次郎）  
ご異議ないものと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。  
日程第11. 議案第11号「三種町手数料徴収条例の一部改正について」を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
（なしの声あり）
- 議 長（加藤彦次郎）  
質疑ないものと認め、質疑を終わります。  
これより討論を行います。  
討論ありませんか。  
（なしの声あり）
- 議 長（加藤彦次郎）  
討論ないものと認め、討論を終わります。  
議案第11号「三種町手数料徴収条例の一部改正について」を採決します。  
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
（異議なしの声あり）
- 議 長（加藤彦次郎）  
ご異議ないものと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。  
日程第12. 議案第12号「三種町国民健康保険条例の一部改正について」を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
（なしの声あり）
- 議 長（加藤彦次郎）  
質疑ないものと認め、質疑を終わります。  
これより討論を行います。  
討論ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 1 2 号「三種町国民健康保険条例の一部改正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 1 2 号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 3. 議案第 1 3 号「三種町火葬場条例の一部改正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 1 3 号「三種町火葬場条例の一部改正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 1 3 号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 4. 議案第 1 4 号「三種町道路占用料徴収条例の一部改正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 1 4 号「三種町道路占用料徴収条例の一部改正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

ご異議ないものと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第15号「三種町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第15号「三種町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

ご異議ないものと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第16号「三種町国民健康保険高齢者保健福祉支援センターの設置及び管理運営に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第16号「三種町国民健康保険高齢者保健福祉支援センターの設置及び管理運営に関する条例の一部改正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

ご異議ないものと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第17号「三種町生活改善センター設置条例の一部改正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第17号「三種町生活改善センター設置条例の一部改正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

ご異議ないものと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第18号「三種町空き家等の適正管理に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第18号「三種町空き家等の適正管理に関する条例の一部改正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

ご異議ないものと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第19号「三種町子ども・子育て会議条例の一部改正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第19号「三種町子ども・子育て会議条例の一部改正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

ご異議ないものと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第20. 議案第20号「三種町保育の必要性の認定基準に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第20号「三種町保育の必要性の認定基準に関する条例の一部改正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

ご異議ないものと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第21. 議案第21号「三種町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

質疑ないものと認め、質疑を終わります。  
これより討論を行います。  
討論ありませんか。  
( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )  
討論ないものと認め、討論を終わります。  
議案第 2 1 号「三種町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を採決します。  
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
( 異議なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )  
ご異議ないものと認めます。よって、議案第 2 1 号は原案のとおり可決されました。  
日程第 2 2. 議案第 2 2 号「三種町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )  
質疑ないものと認め、質疑を終わります。  
これより討論を行います。  
討論ありませんか。  
( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )  
討論ないものと認め、討論を終わります。  
議案第 2 2 号「三種町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を採決します。  
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
( 異議なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )  
ご異議ないものと認めます。よって、議案第 2 2 号は原案のとおり可決されました。  
日程第 2 3. 議案第 2 3 号「三種町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )  
質疑ないものと認め、質疑を終わります。  
これより討論を行います。  
討論ありませんか。  
( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 23 号「三種町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 23 号は原案のとおり可決されました。

日程第 24. 議案第 24 号「令和 5 年度三種町温泉事業特別会計への繰入について」から、日程第 32. 議案第 32 号「令和 5 年度三種町下水道事業会計について」までを一括議題といたします。

初めに、予算特別委員長より審査報告を求めます。予算特別委員長。

予算特別 ( 塚谷直樹 )

委員長 予算特別委員会に審査を付託された令和 5 年度当初予算議案については、3 月 8 日及び 15 日に審査を行いましたので、その結果を報告します。

議案第 24 号「令和 5 年度三種町温泉事業特別会計の繰入」についてから、議案第 32 号「令和 5 年度三種町下水道事業会計予算について」までの 9 議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、本委員会は、議案第 25 号に対し、次の意見を付すこととしました。

1、定住対策事業の質疑において、空き家バンクに登録されている入居可能な物件が少なく、定住を希望される方の受皿がないという、いわゆる住むところ問題が顕在化した。当該事業の執行に並行して、自治会と空き家情報の共有化を図り、さらには全庁を横断した居住施策体系の構築に努められたい。

2、浜口畑地かんがい地区の遊休農地が増加しているため、土地改良区や農業再生協議会、農業協同組合等の関係団体と連携しながら、畑地再生、荒廃解消の取組を強化し、また畑地における農業振興事業についても検討されたい。

以上で、審査報告を終わります。

議 長 ( 加藤彦次郎 )

予算特別委員会の審査報告を終わります。

次に、少数意見の報告を行います。9 番、伊藤議員。

9 番 ( 伊藤千作 )

予算特別委員会において留保した意見について報告します。

議案第 25 号「令和 5 年度三種町一般会計予算について」

1、統合中学校建設工事実施設計業務については、基本設計において全体像が見えない、校地が狭いなどの問題点が多いため、もう少し精査すべきである。

2、外出支援サービス業務については、透析患者の命を守るため、委託先の社会福祉協議会が年末年始も通院バスを運行できるよう、見直すべきである。

以上で、報告を終わります。

議 長 ( 加藤彦次郎 )

以上で、少数意見の報告を終わります。

次に、議案第25号「令和5年度三種町一般会計予算について」に対しては、森山大輔議員ほか1人からお手元に配りました修正の動議が提出されています。

提出者の説明を求めます。8番、森山議員。

8番 ( 森山大輔 )

それでは、修正動議の提案理由を説明いたします。

統合中学校建設は、本町にとってまさに100年の大計であり、狭い校地に無理に建設するべきではありません。たとえ造成し直してでも、広い校地を確保し、本町の一番の宝である子供たちの未来を育むことのできる理想的な学校を総合的に整備するべきであります。

そのためには、拙速に実施設計を進めるのではなく、施設全般にわたる整備の再検討を行う必要があります。

以上です。

議 長 ( 加藤彦次郎 )

森山大輔議員の提案理由の説明を終わります。

それでは、議案第24号「令和5年度三種町温泉事業特別会計への繰入について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

ご異議ないものと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号「令和5年度三種町一般会計予算について」に対しては、修正の動議が提出されています。

よって、修正案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

次に、修正案に対する討論を行います。

討論ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第25号「令和5年度三種町一般会計予算について」に対して提出さ

れた修正案について、起立によって採決します。

なお、起立しない場合は、修正案に反対とみなします。

本修正案に賛成の方の起立を求めます。

( 賛成者起立 )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

ご着席ください。

暫時休憩します。

午後 1 時 2 2 分 休 憩

-----  
午後 1 時 3 1 分 再 開

議 長 ( 加藤彦次郎 )

会議を再開します。

可否の確認ができないため、投票により再度採決を行います。

この表決は記名投票にて行います。

ただいまの出席議員数は 1 5 人です。

投票用紙を配ります。

( 投票用紙配付 )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

投票用紙の配付漏れはありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

ありませんね。配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

( 投票箱点検 )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

異常なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は修正案に賛成の方はマルと、反対の方はバツと、また自身の名前も記載してください。

なお、白票は反対とみなします。

念のためにもう一度申し上げます。箱の中にマルと自身の名前を書いてください。どちらも箱の中をお願いします。

もう一度申し上げます。この修正案に賛成の方はマル、反対の方はバツ、そして自分の名前も記名してください。枠の中に自分の名前とマルまたはバツを書いてください。

念のためですが、自分の名前が記名されていないと無効になってしまいますので、ご確認ください。

( 記載状況を確認 )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

ただいまから投票を行います。  
1 番議員から順番に投票願います。  
( 投 票 )

議 長 ( 加藤彦次郎 )  
投票漏れはありませんか。  
( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )  
投票漏れなしと認めます。  
投票を終わります。  
開票を行います。

立会人には、会議規則第 3 1 条第 2 項の規定により、1 番、畠山勝巳議員及び 2 番、三浦 敦議員を指名します。

1 番議員及び 2 番議員は投票箱の前にお願います。  
( 開 票 )

議 長 ( 加藤彦次郎 )  
投票の結果を報告します。  
投票総数 1 4 票、有効投票 1 4 票、無効投票はゼロ票です。  
有効投票のうち、賛成 7 票  
反対 7 票です。

以上のおおりに、投票の結果、可否同数です。

よって、地方自治法第 1 1 6 条第 1 項の規定により、議長が本修正案に対して裁決します。

本修正案については、議長は可決と裁決します。

よって、議案第 2 5 号の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

お諮りします。修正議決にした部分を除く部分について、原案のおおりに決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )  
ご異議ないものと認めます。よって、修正議決した部分を除く部分は原案のおおりに可決されました。

次に、議案第 2 6 号「令和 5 年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算について」から議案第 3 2 号「令和 5 年度三種町下水道事業会計予算について」までを一括して採決します。

本 7 件を原案のおおりに決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )  
ご異議ないものと認めます。よって、議案第 2 6 号から議案第 3 2 号までの 7 件は原案のおおりに可決されました。

日程第 3 3. 陳情第 1 号「最低賃金の改善を求める意見書」の採択を求

める陳情書」から日程第37. 発委第2号「「特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正」を求める意見書について」までを一括議題とします。

陳情付託委員会より審査報告及び説明を求めます。産業建設委員長。

**産業建設** ( 高橋 満 )

**常任委員** それでは、産業建設常任委員会に付託されました陳情について、3月8日  
**長** 審査を行いましたので、その結果を報告いたします。

陳情1号「「最低賃金の改善を求める意見書」の採択を求める陳情書」については、最低賃金の引上げ等の願意は理解できるが、全国一律最低賃金制度の実現には、地域の実情に配慮した協議が必要と判断し、趣旨採択とすべきと決定いたしました。

陳情2「最低賃金の改善にあたり、「中小企業・零細企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書」については、願意等妥当であると判断し、採択すべきものと決定しました。

陳情3「消費者被害を防止、救済するため特定商取引法の抜本的改正を求める陳情書」については、願意等妥当であると判断し、採択すべきものと決定いたしました。

なお、当該陳情の趣旨の実現を図るため、発委第1号「最低賃金の改善にあたり中小企業・零細企業支援の拡充を求める意見書について」、発委第2号「「特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正」を求める意見書について」を提出しますので、ご審議くださるようお願い申し上げます。

以上で、陳情審査報告を終わります。

**議 長** ( 加藤彦次郎 )

産業建設委員長の報告を終わります。

ただいまの報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

( なしの声あり )

**議 長** ( 加藤彦次郎 )

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

初めに、陳情第1号を議題とします。

これより討論を行います。

討論は、討論相互の原則によって行います。

本件に対する委員長報告は趣旨採択ですので、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

( なしの声あり )

**議 長** ( 加藤彦次郎 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

陳情第1号「「最低賃金の改善を求める意見書」の採択を求める陳情書」

を採決します。

まず、本件に対する委員長報告の趣旨採択について、起立によって採決します。

なお、起立しない場合は、趣旨採択に反対とみなします。

本件を趣旨採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

( 賛成者起立 )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

ご着席ください。

起立多数です。

よって、陳情第1号は趣旨採択とすることに決定しました。

次に、陳情第2号を議題とします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

陳情第2号「最低賃金の改善にあたり、「中小企業・零細企業支援の拡大を求める意見書」の採択を求める陳情書」を採決します。

本件に対する委員長報告は採択です。

本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

ご異議ないものと認めます。よって、陳情第2号は委員長報告のとおり採決することに決定しました。

次に、陳情第3号を議題とします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

陳情第3号「消費者被害を防止、救済するための特定商取引法の抜本的改正を求める陳情書」を採決します。

本件に対する委員長報告は採択です。

本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

ご異議ないものと認めます。よって、陳情第3号は委員長報告のとおり採決することに決定しました。

次に、発委第1号を議題とします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

( なしの声あり )

議長 ( 加藤彦次郎 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

発委第1号「最低賃金の改善にあたり中小企業・零細企業支援の拡充を求める意見書について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議長 ( 加藤彦次郎 )

ご異議ないものと認めます。よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

次に、発委第2号を議題とします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

( なしの声あり )

議長 ( 加藤彦次郎 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

発委第2号「「特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正」を求める意見書について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議長 ( 加藤彦次郎 )

ご異議ないものと認めます。よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

日程第38. 発委第3号「三種町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を議題とします。

議会運営委員長より提案理由の説明を求めます。議会運営委員長。

議会運営委員長 ( 清水欣也 )

発委第3号についてであります。

三種町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、説明をいたします。

令和3年に改正されました個人情報の保護に関する法律においては、地方公共団体の議会については、適用が除外されているわけではありますが、個人情報の取扱いについては執行機関と差が生まれないように、三種町議会として、規律を設けるため地方自治法第109条第6項及び第7項の規定によって、本議案を提出し、議会の議決を求めるものであります。

どうかよろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 ( 加藤彦次郎 )

議会運営委員長の提案理由の説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

( なしの声あり )

議長 ( 加藤彦次郎 )  
質疑ないものと認め、質疑を終わります。  
議会運営委員長は自席へお戻りください。  
これより討論を行います。  
討論ありませんか。

( なしの声あり )

議長 ( 加藤彦次郎 )  
討論ないものと認め、討論を終わります。  
発委第3号「三種町議会の個人情報保護に関する条例の制定について」  
を採決します。  
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議長 ( 加藤彦次郎 )  
ご異議ないものと認めます。よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。  
日程第39. 議員派遣の件を議題とします。  
お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議長 ( 加藤彦次郎 )  
ご異議ないものと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。  
日程第40. 閉会中の継続審査の件を議題とします。  
各委員長から、委員会において調査中の事件について、会議規則第74条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。  
お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議長 ( 加藤彦次郎 )  
ご異議ないものと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。  
以上で、本日の日程は全部終了しました。  
本日の会議を閉じます。  
閉会前ですので、その場で少々お待ちください。  
ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許可します。町長。

町長 ( 田川政幸 )  
令和5年3月議会定例会の閉会に当たりまして、一言、ご挨拶申し上げます。

す。

大変長時間のご審議ありがとうございました。

施政方針でも申し上げましたが、町では令和5年度から2050年カーボンニュートラルの実現に向け取り組むこととしており、今後の目指す姿を定め、具体的な施策を検討、推進するため、ここに「三種町2050年カーボンニュートラル」を宣言いたします。

#### 三種町2050年カーボンニュートラル宣言

私たちは、広大な自然環境から多くの恵みを受けて生活していますが、近年は地球温暖化が原因と考えられる気候変動により、自然災害が頻発し、生態系や人々の生活に甚大な被害を受けています。

地球温暖化は世界共通の課題であり、2015年にはパリ協定で世界の平均気温の上昇を抑える目標が掲げられ、日本では2020年10月に、菅首相が、2050年カーボンニュートラルを宣言、2022年4月には、秋田県知事が、秋田県2050年カーボンニュートラルを宣言しました。

我が町では、豊かな森林資源や、再生可能エネルギー施設、本町沖に予定されている洋上風力発電などにより、日本全体の温室効果ガス削減に貢献していますが、これからは身近な資源を活用したエネルギーの地産地消、農地の保全と森林資源の再生、再生可能エネルギーの活用による地域経済の循環等、我が町に合った脱炭素の取組により、先人から受け継がれてきた緑豊かな大地、美しい海や田園風景を次の世代へ継承する責任があります。

三種町は、次代を担う子供たちが住み続けられる町であり続けるため、議会、住民、事業者、関係団体等と行政が一丸となり、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにする三種町2050年カーボンニュートラルの実現に取り組むことを宣言します。

2023年3月17日 三種町長 田川政幸。

本宣言の表明は、環境省が認定する2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明自治体として、県内では秋田県を含む10番目となります。

議員の皆様には引き続きのご指導、ご鞭撻とお力添えを賜りますようお願い申し上げます、3月議会定例会閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（加藤彦次郎）

これをもって令和5年3月三種町議会定例会を閉会します。  
ご苦労さまでした。

午後1時58分 閉会

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

三種町議会議長      加 藤 彦次郎

三種町議会議員      小 澤 高 道

三種町議会議員      堺 谷 直 樹